

【斎場予約システム導入後の事務手続き】

斎場予約システムで予約登録が完了したら、施設使用日の前日正午までに火葬許可証を大和斎場受付窓口までご提出いただくか、ファックス(046-264-5564)でお送りください。

従前の電話予約で、葬祭業者側で記入し、ファックスしていただいた『大和斎場施設使用申込書』に代え火葬許可証のファックスとなります。(『大和斎場施設使用申込書』の提出は不要になります)

※利用申請手続きの際はこれまでどおり、火葬許可証(原本)の提出は必要です。

<仮予約から予約確定まで>

対応	状態	システム表示	従前	予約システム導入後
予約入力者(葬祭業者等)	仮予約	予約	空き状況を斎場に確認	空き状況をシステムで確認
			斎場に電話で施設予約	システムから予約入力
			電話で予約内容を復唱確認	予約内容を入力側で確認
			施設申込書の作成	火葬許可証の入手
斎場受付	本予約	確定	施設使用申込書をファックス	入力した予約データと火葬(又は改葬)許可証の情報をチェックし再度データの追加・修正をする
			施設使用申込書と電話での予約内容を照合・予約確定	火葬許可証をファックス
			施設使用申込書と電話での予約内容を照合・予約確定	火葬許可証とシステムの予約内容を照合(前日正午まで)予約確定

※身体の一部の場合は、火葬許可証の代わりに手術した旨がわかる書類を提出(FAX可)

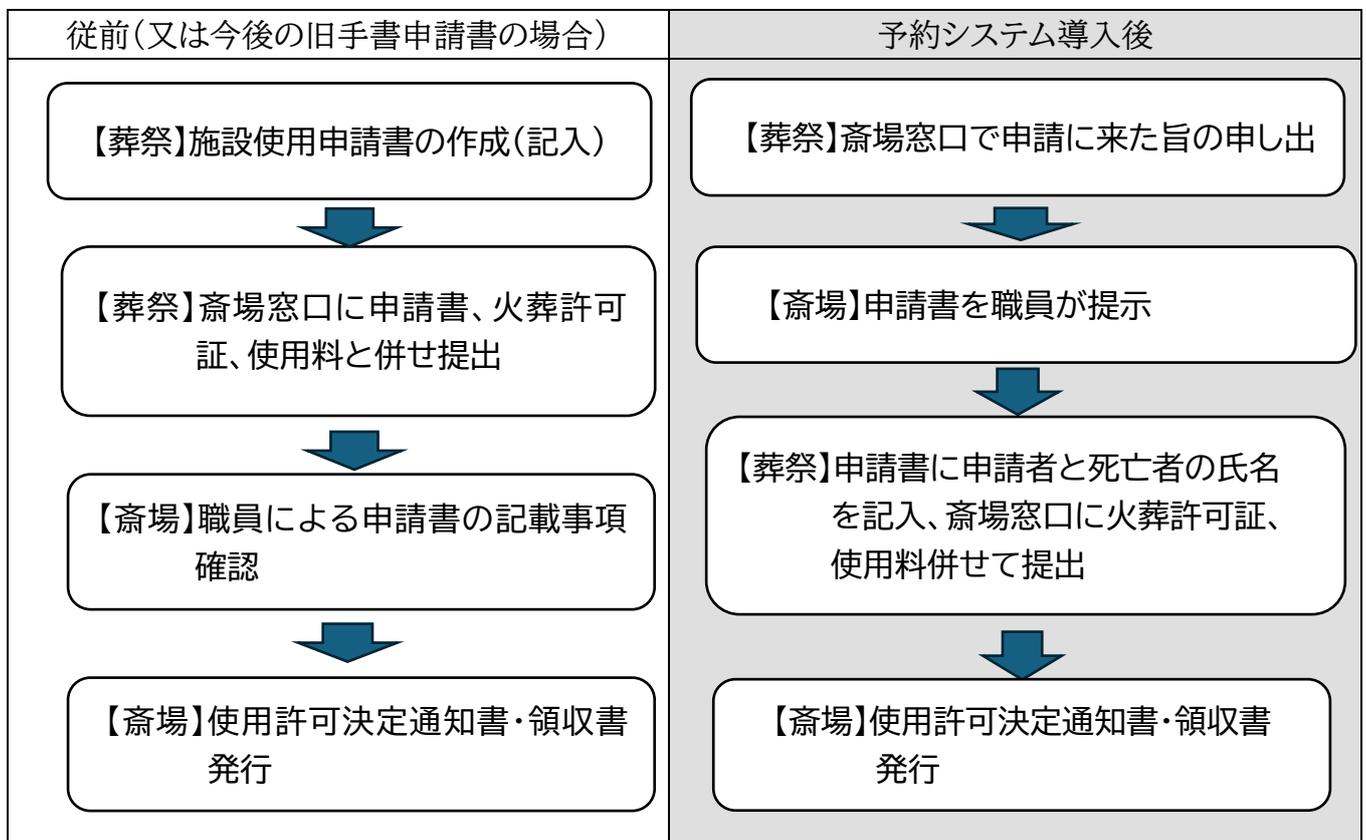
※改葬の場合は火葬許可証の代わりに改葬許可証を提出(FAX可)。

【予約一覧画面上の表示】 メニューの予約一覧で見ると、予約区分が「予約」のもの(下図の例ではNo.1)は葬祭業者から予約の入力がされた状態、予約区分が「確定」(赤字)のもの(下図の例ではNo.2)は葬祭業者が入力後、火葬許可証が斎場送到、斎場側でのチェックが完了し、予約を確定させた状態を表しています。

No	予約区分	予約番号	地域区分	組織市	火葬種別	死亡者等氏名	火葬日時	式場名
1	予約	2025000018	市内	大和市	12歳以上	【例1】大和東	8/27 09:30	
2	確定	2025000019	市内	海老名市	12歳以上	【例2】杉久保今里	8/27 09:30	

【施設利用申請から使用許可まで】

斎場予約システムでは、施設利用申請書をシステムから受付窓口で印刷できます。これまで窓口の手続きまでに手書きで記入していた申請書を引き続き利用することもできますが、斎場受付窓口より予約システムから印刷した申請書をお渡しますので死亡者と申請者の氏名のみ(そのほかは入力情報が表示済)ご記入いただき、ご提出ください。



※上表の【葬祭】は葬祭事業者等窓口での手続き者を、【斎場】は斎場受付窓口を指します。